

一部損壊住宅の 修繕工事費を助成します

一部損壊の住宅について、修繕工事費の一部を助成します。これは、一部損壊住宅については被災者生活再建支援法や災害救助法による公的支援が受けられないため、町として一部損壊住宅を対象とした助成事業を行うものです。

方、所有者に代わって修繕工事を行う当該所有者の二親等以内の親族を含む。

(3) 町税を滞納していないこと。

■助成対象住宅

次の要件をすべて満たす住宅であること。

(1) 東日本大震災で被災した住宅であること。

(2) 町発行の「り災証明書」で一部損壊の判定を受けた住宅であること。

(3) 被災日(平成23年3月11日)に自己の居住の用に供していること(居住の用に供している店舗など併用住宅を含む。ただしアパートなど賃貸住宅、事業所などは除く)。

■助成金額

・ 助成金の額は、修繕工事に係る費用の3分の1
・ 助成限度額は20万円
・ 千円未満の端数が生じた場合は端数を切り捨てた額

■申請期間

11月15日(火)から平成24年2月29日(水)まで

■必要な書類など

(1) 対象者ご本人の預金通帳のコピー

(2) 既に修繕工事済みの方

・ 修繕工事に要した請求明細書と領収書(施工内容が確認でき、宛名の記入、施工業者の印があるもの)

・ 修繕個所の写真

▽これから修繕工事を実施する方
・ 修繕工事に要する見積書

(3) 町発行の「り災証明書」
※り災証明書の交付を受けていない方は、り災証明書の交付申請が必要です。り災証明書の交付申請には、被災写真が必要です。

(4) 申請書(申請窓口)に準備して
います

(5) 印鑑

■申請受付場所(当分の間)
役場第二会議室

■対象工事など

次の要件をすべて満たす修繕工事

(1) 修繕工事に係る費用(消費税を含む)が3万円以上であること。

(2) 修繕工事が、被災者生活再建支援法ならびに災害救助法の

支援を受けていないこと。

(3) 対象工事に係る助成金の交付の申請を平成24年2月29日までに、完了報告を平成24年3月15日までに提出できること。

■助成の対象とならないもの

(1) 門、塀その他の外構工事
(2) 物置、蔵など居住の用に供さない建物

(3) 家具、家電製品の修理および購入

(4) 業者に頼まず、自ら施工した場合の修繕

注意事項

申請時、個人情報の取得に同意いただき、該当する住民票、戸籍、納税状況など町の保有する公簿により助成金申請対象者であることとの確認をさせていただきます。

圏地域整備課

☎7216936